

(様式 1 号別紙)

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1. 条件

電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※ 1）しており、かつ、①平成 28 年度 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数、②平成 28 年度の未利用エネルギー活用状況、③平成 28 年度の再生可能エネルギー導入状況、④環境マネジメントシステムの導入状況、⑤需要家への省エネルギー・節電に関する状況提供の取組の 5 項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評価が 70 点以上であること。

要素	区分	得点
①平成 28 年度 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（単位：kg-CO2/kWh）	0.000 以上 0.450 未満	70
	0.450 以上 0.475 未満	65
	0.475 以上 0.500 未満	60
	0.500 以上 0.525 未満	55
	0.525 以上 0.550 未満	50
	0.550 以上 0.575 未満	45
	0.575 以上 0.625 未満	40
	0.625 以上 0.650 未満	35
	0.650 以上 0.675 未満	30
	0.675 以上	25
	0.450 以上 0.475 未満	20
②平成 28 年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③平成 28 年度の再生可能エネルギー導入状況	5.00%以上	20
	3.00%以上 5.00%未満	15
	1.50%以上 3.00%未満	10
	0 %超 1.50%未満	5
	活用していない	0
④環境マネジメントシステムの導入状況	全社で導入	10
	一部で導入	5
	導入していない	0
⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

(注) 各用語の定義は、表「各用語の定義」を参照

※ 1 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（平成 29 年度 6 月改定）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者（参入から 1 年以内）であって、電源構成

の情報を開示していない者は、参入日及び開示予定時期（参入から 1 年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

2. 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格申請関係書類として、1 の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

3. 契約期間における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間内についても 1 の表による評点の合計が 70 点以上となるよう電力の供給に努めなければならない。
- (2) 1 の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1 の基準を満たして電力供給を行ったか否か報告するものとする。

(表) 様式 1 号別紙の「各用語の定義」

用 語	定 義
①平成 28 年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数	環境省・経済産業省が H29. 12. 21 公表の電気事業者別調整後排出係数平成 28 年度実績とする。
②平成 28 年度の未利用エネルギー活用状況	<p>未利用エネルギー活用状況は、未利用エネルギーの活用比率を使用する。</p> <p>(算出方法)</p> $\text{平成 28 年度の未利用エネルギー活用比率 (\%)} = \frac{\text{平成 28 年度の未利用エネルギーによる発電電力量 (送電端)}}{\text{平成 28 年度の供給電力量 (需要端)}} \times 100$ <p>1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <p>①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</p> <p>②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</p> <p>2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。</p> <p>①工場等の排熱又は排圧</p> <p>②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）」（以下「FIT 法」という。）第 2 条第 4 項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く）。</p> <p>③高炉ガスまたは副生ガス</p> <p>3. 平成 28 年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4. 平成 28 年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>

<p>③平成 28 年度の再生可能エネルギー導入状況</p>	<p>再生可能エネルギーの導入状況は以下の算出式によるものとする。 (算出方法)</p> $\text{平成 28 年度の再生可能エネルギーの導入状況 (\%)} = \frac{\text{①} + \text{②}}{\text{③}} \times 100$ <p>①平成 28 年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端 (kWh)) ②平成 28 年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端 (kWh)) ③平成 28 年度の供給電力量 (需要端 (kWh))</p> <p>1. 再生可能エネルギーとは、FIT 法第 2 条第 4 項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力 (30,000kW 未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマス、を用いて発電される電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギーについては含まない。)</p> <p>2. 平成 28 年度の再生可能エネルギー電気の利用量 (①+②) には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>3. 平成 28 年度の供給電力量 (③) には小売電気事業者への販売分は含まない</p>
<p>④環境マネジメントシステムの導入状況</p>	<p>入札実施時における環境マネジメントシステム (EMS) の導入状況で、評価対象となる EMS は、「ISO14001」「エコアクション 21」「KES」「エコステージ」とする。</p>
<p>⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の評価</p>	<p>需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。</p> <p>具体的な評価として</p> <ul style="list-style-type: none"> 電力デマンド監視による使用電力量の表示 (見える化) 受給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス (リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入) <p>例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>